

第5回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年3月6日（土）

午前10時57分から

会場：三和村スポーツセンター 体育室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	欠席
	清里村	清里村議会議員	保坂隆男	
	三和村	三和村議会副議長	松縄教一	
名立町	名立町議会議長	塚田正		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町農業委員	神岡八江子	欠席
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	欠席
名立町	名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子		
共通	上越教育大学副学長	小宮三彌	欠席	

議 題

1 審議

(1) 合併協定書記載文案について

2 その他

午前10時57分 開会

○大場崇夫委員長 大変ご苦労さまでございます。ただいまから第5回地域審議会及び地域自治組織の

取扱いに関する小委員会を開催いたします。

本日は、委員 29 名のうち 25 名の出席ですので、上越地域合併協議会小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により、吉川町の橋爪委員、中郷村の山崎委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。



1 審議 (1) 合併協定書記載文案について

○大場崇夫委員長 本日は、前回に引き続き合併協定書記載文案についてご審議いただきますが、事務局から修正案が提出されていますので、まず事務局、説明してください。お願いいたします。

○野澤朗事務局次長 改めておはようございます。本日合併協定書記載文案につきまして修正案ご提案させていただくべく、次第の下に紙をつけてご用意をいたしております。ごらんいただきますと、合併協定書記載文案の一番下でございまして、2 地域自治組織、まず修正の内容を読み上げさせていただきます。

地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。

これまで合併後も含めという文言でございましたところを、廃置分合の申請の議決後にという表現に修正をさせていただいてはいかがかというご提案でございます。これにつきましては、これまで数度にわたるご議論、とりわけ前回県の合併担当課長会議の様子が委員の皆様へ情報としてお伝わりになった段階におきまして、3月9日に国会に上程をされます自治法の改正及びその成立が6月の末ぐらいが一応成立であるという情報の中で、しかもその法律が制定をされましたら極めて速やかに施行されるであろうということから、皆様方からその法律の改正が現実的になったのであるから、この辺を踏まえてご議論を進めたいというようなお話もございました。

一方では、この合併協定書記載文案という取扱いからいきますと、合併の協定をいたしまして、合併を進めていく手順との関係からいきますと、この小委員会では1の地域協議会を話し合っ、2の地域自治組織についてはいろいろな、さまざまご提案ございました。例えばこのままの委員でいかがかというようなご提案もございましたが、それはまた別途といたしまして、ひとまずはこの協定文案とは切り離して整理しようというご意見でございました。

したがって、事務局といたしまして今の時点での一番最も適切な表現といたしまして、地域自治組織についての修正案をご提示申し上げたものでございます。現実的な流れから申し上げますと、今ほど申し上げたとおり法律の制定及び施行が6月の末ということでございます。廃置分合の時期とこの法律の改正、ほとんど同時か、もしくは廃置分合の方が早いという微妙なところでございます。そのことを勘案いたしまして、廃置分合の申請の議決後にという表現をすることによりまして、合併後も含めたという表現が合併後にというようなお互いの解釈の違いも生じないためにも、このような修正にすることがこの会の全体の総意にかなうのではないかと判断をさせていただき、きょう皆様方にご提示をするものでございます。

なお、今の情報でございますが、この自治法の改正新法につきましては施行時に遡及適用、すなわち前に立ち返りまして、これまで合併特例法によって合併したところも、そのところにもそのことを適用しますというような方向でご議論が進んでいるということでございますので、そういうことも勘案いたしますと、合併の期日にはやはり地域自治組織というものが議論を終えておく必要はあるということの判断も含めまして、このような表現が適正ではないかということにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 今ほど事務局から修正案についての説明がございましたが、この修正案についてのご意見、ご質問等は後ほど地域自治組織の審議に入りますときに委員の皆様からお伺いしたいと思います。

います。したがって、きょうは一番最初に前回に引き続きまして合併協定書記載文案の(5)番からご審議をお願いしたいと思います。

事務局の方、説明お願いいたします。

- 野澤朗事務局次長 論点整理、前回整理させていただいたペーパーに戻っていただきますと、改めて若干前回二、三人の皆さんからご意見をいただいたところで時間終了したわけでございますけれども、(5)協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任するという協定文案でございまして、これまでの間のご意見といたしまして、選挙ではなく、市長が選任すればよい。選挙された者ということではなく、選挙または各団体の推薦された者に改めてはいかがかと。選挙された者という表現を選出された者と、いかがかと。公選にこだわらないでどうだとか、広く各種団体から推薦された能力、やる気のある人たちを市長が選任するという方法にしてほしい、このようなご意見をいただいたところでございます。事務局の整理といたしましては右側で、これはこの前もお話ししたとおりでございます。

いずれにいたしましても、ここで改めて前回確認いたしましたのは市長が必要に応じて選任するという最後の言葉でございまして、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任するという意味は、例えば立候補者が定数を割っていた場合にそれを欠員とするのではなくて、その地域協議会における定数をすべて埋めるべく市長が選任をいたします。そして、その選任に当たってはそれぞれ今地域の皆様方がご意見をおっしゃっておられた各種団体の推薦等々、そしてその各種団体には当然町内組織、自治集落組織も含まれるのかというような共通認識のやりとりもありながら今ここまでまいったところでございまして、前はそういうご議論であったということをつけ加えさせていただきまして、この(5)の説明は以上でございます。

- 大場崇夫委員長 この(5)番の項目については、前々から幾人の委員の方から既にご意見も出ているところでございますが、きょう改めて質問よりむしろこの項目は意見、考え方の方が多いでないかと思うんですが、ひとつどなたからでも結構でございます。改めてきょう大分この小委員会も最終に近づいてきておりますので、ご意見を承りたいと思います。

どうぞ。

- 宮本富男委員 牧村の宮本です。以前から話をしていましたように、これはあくまでも地域の各自治体に任せてもらいたい。選挙するのか、それとも団体での推薦にするのかということは。なぜかという、その自治体の人たちの幸せを願い、そしてまたその土地の発展を願っていくわけですから、その地域に任せられてもいいんじゃないですか。統一的な見解をもって、選挙によって統一するなんていうことは都会的な考え方でもあるし、地域にはなじまない。私は選挙ということのほか、各団体の推薦を得てというふうなことをどうしても加えてもらいたいと思います。そうでなければ納得することはできません、はっきり言いまして。

以上です。

- 大場崇夫委員長 今ほどお聞きのとおりでございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

- 中村睦男委員 吉川の中村でございます。私らの準備検討委員会でもいろいろ議論してまいりました。結論的には、今牧村さんも言われたとおり、それから前回の意見としても述べさせてもらっており、選挙にこだわるのではなくて、いわゆるその区域選出なり推薦された者、この人たちに委員になってもらいたい、そういう方向で今回の小委員会でもぜひ発言してこいということでございましたので、吉川の意見として具申させていただきます。

以上です。

- 大場崇夫委員長 こちら、さっき手挙がっていましたね。どうぞ、こっちが先の方。

- 早川与五郎委員 大島村の早川ですが、私はこの文案でいいのではないかと。前にも大島村の意見を

申し上げたんですが、農業委員の選出は立候補制なんです。それで、私のところでは立候補者が定数ですと選挙はありませんでした。その選出方法は、皆さんのところはどうか知りませんが、それぞれの地区に協議会がある。任意の団体あるんです。そこで選出され、定数を割り振って出ていただくんです。それは選挙制ですけれども、立候補者が定数であったということではいささかも問題ありませんので、今回のこの件についても、私は私の村の今までのあり方から見て、定数で話し合いが出てくればいいのではないかと、こう思います。

○大場崇夫委員長 今ほど農業委員会と比較というわけではございませんが、ご存じのように農業委員会は公職選挙法にのっとって選ぶという規則になっておりますが、大島村さんの場合もほとんど選挙がないと。上越の場合は多分選挙あるんでないかと思うんですが、当頸城村でもここ何年か農業委員会については選挙しないで、上手にと言うと語弊ありますが、うまく立派な方が出ておられるようです。

ほかにいかがでしょうか。

○山崎勇委員 中郷村の山崎です。以前もうちの村から選挙はなじまないという話をさせていただいておりますが、まずその辺につきまして私どもの考え方といいますか、言わせてほしいんですが、まず選挙といいますのは民主主義の原則からして、これは非常にいいことだと思っております。それは、あくまで大勢の人たちの中から適任者を選出、その前提があつての上でいい方法だというふうに思っております。しかし、今回のこの協議会の委員の選出につきましては、果たしてその地域の実情からして大勢の人が出て、選挙が果たしてできるかと、その辺に一番の問題点がありそうな気がするんです。それで、この文案からしますと、その辺を想定しているんだとは思いますが、選挙された者の数が定員に満たない場合には市長が選任するということになりまして、その選挙の大原則であります定員に満たない場合、果たしてそれが選挙したことになるのかどうかということになると思うんです。手を挙げた人だけが、私はやる気があると思いますし、それなりにふさわしい人もかもしれませんが、それはあくまで大勢の人を住民が選挙したということには私はならないと思います。それでまた一方、意見としては、じゃ定員に満たなければ15人か、20人かわかりませんが、その人数を出して、一定の定数にして、それで選挙みたいな格好にしたらどうだと。それも私はやはり変だと思っております。それで、それ以上の人が出れば、それでその中から選べますけれども、先ほどの農業委員会ではありませんが、定員で、それで締めて、選挙ですよというのやはり変だと思っております。そんなことで、いろんな大勢の人の中から選べるような方法でない限りは、やはり地域のいろんな団体、組織、そういうところから推薦された人、少なくとも推薦されたということになれば大勢のといいますが、そこまでは該当するかわかりませんが、ある程度大勢の人の中から選ばれて出ているというふうなことで、この選挙に準じた考えというものが反映されるような気がいたします。あくまでこの地域協議会の役割を考えたときに、やはりいろんな団体とか、大勢の人の中から出て、そしてその地域のいろんな活動できる、そういう組織が基本ですので、ぜひ選挙という無理な方法でなくて、無理であれば推薦を受けて、そして市長が選任するという方法にさせていただきたいという思いでございます。

以上です。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山です。私は、選挙が原則当然だと思っているものです。うちの町の議会もそうなんですが、そもそもこの上越地域、14市町村の合併とは何だと、大きなことを言って申しわけないんですけども、そこまで考えたときに、これだけ大きな面積と、しかも山間部から、山から地域が多様になっている合併をしたときに新上越市、新たに合併した上越市がいわゆる大都會的な中央集権といいますが、いわゆる一極集中的な市であつていいのかという思いをすれば、多分皆さんも私もその地域の特徴を生かしながら、みんなして連立していく新しい市をつくらうという思いだと思います。

そうすると、言葉をかえて言えば、やっぱり自治連合、各地域の自治の連合体だという部分もあつてしかるべきというふうな思いからすれば、この地域協議会の持つ意味は非常に重いと。大きい言葉

で言えば、今ある町村の議会に匹敵するだけの自分たちの自覚と権限といいですか、意識を持たなきやならんじゃないかと。そういう思いをすれば、当然それだけの覚悟とまちづくりに意欲を持った人たちによって自分の地域、いわゆるまちづくり、まちというのは市町村でなくて全体、エリアを指すまちづくりというものに向かうということ言えば、やはり選挙という民主的な方法であると同時に、意欲を持った者の選出ということが私は原則だと、こう思います。

特に今上越地域合併協議会の中では、この小委員会ではなくて、いろんなところで協議された中では、はっきり言って事務事業や建設計画を含めているんな協議する中で、はっきり言えば地域独自の政策や独自の行事というのがいろんな形で残され、あるいは合併後調整するとか、いろんな課題が残っています。それを、じゃだれがどこで担うのかといったことになったら、はっきり言ってこの地域協議会しかないわけです。ここに予算を伴うものとあえて書いていただいた。予算を伴うと同時に、合併後3年、5年をかけて協議しながら新たな地域に合った事業を展開するという責任を、じゃだれが持っているんだということになれば、私は事務局の解説の一番上に書いてあるように、言葉が強いが、弱いか別として、団体から推薦された者はあくまで団体の代表だと。そういう考えに立てば、各種団体という表現というのはそういう重要な性格を持ったものになじむのかどうか、そんな思いがします。

そういう意味では、やっぱりこの協議会というのはまさしく自治組織、自治の行方を決める組織だという原点、それから今ほど説明あった新しい新法における自治組織というものの整合性を見ながらいけば、やはり選挙を原則にすると。立候補者がなかった場合の解釈については、その後に皆さんと協議していけばいい。前回の席で出なけりゃ出ないだけの、それだけの地域の熱意じゃないかと、きつい言葉も前回ありました。それはおいたとして、立候補者ない場合に、今ほどそちらからもあったように地区が十分責任持って推薦して立候補させてもいいし、私は前回あえて事務局にお願い、質問したのが町内会連合、区長会連合というのはどうなんだと。区長会連合や町内会連合こそ、まさしく地域に密着した組織だという考えからいえば、そこに責任持っていただくというのも方法だということも踏まえれば、やはりともかく原則は選挙というふうにすべきだと私は思っていますし、うちの町の議会でもほぼそういう方向でお話しさせてもらっています。

あと一つ、ちょっと済みません、はっきり言いますけど、大潟町議会の私ら今議員は前回4月の選挙で定数に満たないまま成立しました。それでも、私らプライド持ってやっています。選挙されなかったものとは思っていません。選挙されたものとして頑張っています。

以上です。

○大場崇夫委員長 今ほど地域協議会の重要さといいますが、そういうことについてのご発言でございます。

ほかにございませんでしょうか。

○塚田正委員 名立町の塚田でございます。先般うちの特別委員会並びに住民の各種各層から出ております審議会の意見を徴してまいりました。私は当初から事務局原案で、これは細かいことは改正自治法等条例でまた決めることができるんだから、前段の前文的なものはこれでいいんじゃないかと、全般的にそうやって思っておりました。しかしながら、ほかの小委員会との、Aブロックの関係なんですけれども、微妙な絡みが出てまいりまして、小さな町村が議員が少なくなります。そのあくまでもこの自治組織委員会が補完的な役目を果たすという発言もあったやに聞いております。私は、市会議員は市会議員の権能として議決権というきちんとしたものがございまして、この協議会の委員会という任務はあくまでも市長に選任された市長からの諮問組織なんだと。そういうことになりまして、おのずからこの委員の任務というのは市議とは全く異なると。市議は当然公職選挙法によって、きちとした選挙法によって選出するのに、この協議会の委員を公職選挙法に準じてやるとなると、やはり旧町村の間にも非常に戸惑いがあり、そこまで厳しくやらなくてもいいんじゃないか。選挙をやるということは、確かに皆さん方が言われていますようにあくまでも立候補制であり、そこに地域住民の意思が反映されるわけですから、基本的には正しいことなんでしょうけれども、先ほど牧村の宮本委員さんですか、言われたように、その地域、地域の実情があるわけですから、私は公募を中心と

した、自薦、他薦を含めました、そういう各種団体、公募を中心とした中から選任をし、そして最終的には市長が任命をするという方法がいかげんなものかということが議会の特別委員会並びに審議会の方でも出されました。それで、私は当初のニュアンスから若干変わってきたんですけども、すべてが事務局案よしとはしない。この選出の方法についてはもう少しやわらかな表現で、選挙じゃないという方法、先ほど皆さんが言うておられますけれども、そんな方法がいかげんなということでございます。定数については、また後ほど発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○大場崇夫委員長 いろいろ非常に重要な問題でありますので、特に委員の選出について選挙か、あるいは推薦かと、大きく分けると、そういう二つのご意見だと思うんですけども、地域協議会の重要さは委員の皆さんどなたも共通認識されておられると思うんですけども、今の委員の選び方について非常に重要ですので、いま少し時間をかけて論議をしていただきたいと思います、まだ発言3分の1くらいですので。

どうぞ。

○日下部進委員 安塚町です。はっきり言って選挙はなじまないと、このように思っております。市長の附属機関であり、今諮問機関であると、そればかりではありませんけれども、そうしたときに選挙というのは非常になじまない。それと、いま一つ、先ほどからお二人ほどおっしゃっておりましたが、旧町村の全体のことを見渡せば、やはり地域性とか、団体性とかというものを加味して、満遍なく末端の意見が吸い上げられるような方法であるべきだと。それを選挙だとすると、例えば旧町村の中心的なところから多数が出られて、しかも定員に足らなかった場合は無投票当選となるわけでしょう。そのほかに市長が選任をすると。これはやはりちょっとおかしいと、このように思います。私たちはやはり選挙はなじまないと、このように思っています。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○松縄教一委員 三和の松縄でございます。実はみずから参加する住民自治ということを目指すところに意味があると思っております、団体自治だけでなく住民自治と。隘路はあるんでしょうけれども、実は大島さんが先ほど農業問題の選任について選任の委員と選挙による委員がございますが、私どもの三和村でも任意組織の3地区に地区振興会というのがあるんです。ここにおきましてずっと長年の間、言ってみれば逆で、定員オーバーしないように調整してきたと。これは問題があると思うので、定員に満たないことがなく、きちっと今までやってきております。むしろ選挙になる方がいいんだろうということで、自発的な意思のある方を含めて任意組織で推薦をして立候補してもらおうという形になりますと、大島さんが言われたように従前どおりいくと。じゃ、定員で抑えるというのは問題がありますので、それは選挙になる方が望ましいんじゃないかという意味で選挙を賛成いたします。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○保坂隆男委員 清里の保坂でございます。私らのところでも議員の特別委員会を開きましてこの問題について十分審議をしたところでございますが、結論的には委員の選出につきましては最も民主的で民意を反映する選挙がいいんじゃないかと、こういう統一した見解をまとめることができました。したがって、この記載文案に賛成であると、こういうことでございます。

以上。

○大場崇夫委員長 お聞きのとおりでございます。

どうぞ。

○宮腰英武委員 板倉町の宮腰でございます。この問題につきまして、私どもの合併推進委員会で何回か審議いたしました。初めは、やはり選挙ということになれば限られた人たち、あるいは一方的な考えを持った人たち、あるいはそれに似通った人たちが出るんじゃないかという、そういう危惧もあります。しかし、いろいろとこの重要性から考えていきますと、先ほどからいろいろ各団体さんから意見ございましたが、各一つの町村を考えてみましてもいろいろの事情があるわけでございまして、いろ

いる校区に分かれてそういう協議会を持つ組織とか、あるいはいろいろの団体ございます。満遍なく私どもの中から今まで各種諮問された会議の委員というものが公平に出ていると。何しろ公平さということを見ると、そういう各種団体の推薦というのが一番いいと思いますけれども、ここでこの地域協議会の本質を考えてみた場合に、やっぱり選挙という名前にしておいて、その内容につきましては、選出につきましてはそれぞれの町村の特質がございますんで、町村でいろいろとお考えがあると思うんです。あくまでその町、その村の将来のことを考えながらまちづくりをやっているわけでございますし、また町村には過去に総合計画等もお持ちなわけでございます。一つの夢があるわけでございます。そのようなことを考えた場合に、私はやっぱりいろいろときのう、おとといも私どもの方で合併推進委員会持ちましたが、この選挙という文言にしておいて、その方法については今までのような農業委員で考えられることもあるし、公平になるような方法をひとつ考えていけば、つまり運用について考えていけばうまくいくんでないかと、こんなような話で、私はこの原案に示された選挙ということに賛成であります。

以上であります。

○大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、井部委員。

○井部辰男委員 頸城の井部でございます。この協議会は、旧町村単位の住民自治を担う都市内分権機能を持つ機関だろうというふうに思います。そういう面では、非常にその力も一定の権限もあるだろうというふうに思いますし、そういう面からすればこの事務局案である記載文案の選挙をもって選出をするということについて頸城村は賛成でございます。

○大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○平野誠市委員 柿崎の平野でございます。第3回だったでしょうか、柿崎町としてもこの選挙の部分では先ほど来いろんな方々のご意見が出されております。そんな中で広く公募し、あるいは住民を代表する各種団体から推薦、いろいろな幅広い選出方法をできるような、柔軟性を持った選出方法ができるような体制のもとで市長から選任していただくというのがいいんじゃないかということで、柿崎町としても選挙という文言から選出にかえていただいたらどうかということをお願いしてきたわけでございますが、そんな中で私どもいろいろ合併の特別委員会、その他内部協議いたしました。そんな中で選挙という方法で地域協議会を組織させようという内容については、事務局案もそうでございますし、いろいろ皆さん方から出されている意見もあります。そんな中で私どもとしてもある相当な権限を持った組織になるということをご理解するならば、最初のスタートはやはり選挙という方法でも仕方ないだろうというような考え方に落ちついているわけでございます。そんな中で選挙がなじまないという表現もあるだろうと思いますが、なじむ方法もあるだろうと。先ほど三和さんからもちらっとその辺が触れられたかと思いますが、選挙になじませる、地域としての方法もあるだろうというような考え方もまた一方では生まれてくるような、そういう考え方もできるというようなことから、どうしてもこの権威ある協議会をスタートさせるには選挙が好ましいというような判断になれば、私ども柿崎町としてもそれでよからうというような判断に立ったわけでございます。

○大場崇夫委員長 浦川原さんではいかがでしょうか。

どうぞ。

○大滝勉委員 選挙になじまないというのはよくわかっていますし、うちの事情も考えれば、手挙げた人だけで例えば定員に足りない場合に、そのまま委員になるというのは非常にちょっと問題もあるかと思いますが、しかしながらそれも地域の責任のうちだろうと。だから、選挙になる前提としているんな動きがあって、その後選挙されるわけですから、最終的には選挙で行うのがよからうと、そんなふうに思っております。

○大場崇夫委員長 じゃ、上越、お願いいたします。

○石平春彦委員 上越といたしましては、一番最初のときにも申し上げましたものですから、特にとい

うふうに思いましたですが、一応最後の締めくくりのようなお話になっておりますので、もう一度重ねて申し上げたいと思いますが、やはり地域協議会の意義というものは特に先ほども頸城の井部さんからもお話ありましたし、村山さんからもお話ありましたように大変重要なものであると。これからの大合併の中で地域の主体性、自立、そして都市内分権というものを明確にしていくためには、この地域協議会の働きというのが非常に大きなかぎになるだろうというふうに期待をし、考えているわけでございます。

そういう意味からいたしますと、やはり限りなく公平、公正に、住民の皆さんから直接に選ばれるという仕組みを担保することがまず第一であると、このように思うわけでございます。そして、その中で先ほども幾つかの方々からお話がありましたように地域、地域のいろいろな事情がございます。これも理解をいたします。そういう中で、この選挙の制度というのはそれを排除するものではないわけでございます。その中である意味落ちつくところに落ちつくわけございまして、公職選挙法に準じて選挙の制度を規定をしておいたからといって、それは先ほども運用とか、いろいろな地域の事情に応じてとかと、いろいろ言葉がありましたけれども、いずれにしてもそれは対応できるわけでございますので、そういう中でうまく折り合いをつける方法は幾らでもあると、このように思っております。

ちなみに、先ほど上越市では農業委員は選挙でないかと、こうおっしゃいましたが、現実には定数よりも多くなった状況もございましたが、最終的には定数にとんとんで選挙がないというような状況が続いているのも事実でございます。いいか悪いかは別にいたしまして、それぞれお悩みの部分は上越市においても悩む部分もあると、こういうことございまして、そういう意味では基本的な選挙の制度というものを基底に置きながら、それはそれぞれの地域の中で対応できるものであろうというふうに思いますので、そのような形でまとめていただければ私はありがたいと、このように思っております。

○大場崇夫委員長 引き続き上越市、田中さん、どうぞ。

○田中昭平委員 私は、上越市の市民の立場で意見を述べます。委員の選挙、これは結果的にこの案文にする原案についてこの方法でいくべきだと私は思います。ただ、各地域ごとに、今随分話しされましたが、予想された問題事項について、この原案に対して共通理解を示して認識を深めるということが大事であろうと。そして、この原案について一步一步前進してこの原案を十分理解してもらおうと、こういう方法が必要であろう。

そこで、これらの原案について推進するために幾つかの皆さんが今まで述べられたような問題点があると思います。こういう問題点をこの原案に対して払拭するためにこの原案はするんだというようなこと、例えば運用論でございますけど、定数の幅が10名から25名となっているが、各町村ごとの人口とか、地域性とかを考えて、その定数というものは各町村ごとにどういうふうに設定するのだろうか。それから、各市町村の一応、議員のいわゆる自治法に基づいた選挙によって、準じてやると言いますが、その予算措置がどうなっているのか。そして、実際やってみたら町会議員や市会議員の選挙とは全く略式な簡素化された選挙であった。そのためにその選挙の結果が若干問題を生じてきたと、こういったようなこと。それから、各団体から推薦されても、こんな選挙でやるような難しいことであれば、私はあえて苦しんで、そんなもの出る希望はありませんというようなことが各地域の理解を得ないままに立候補者数の、多分私の先見の明な見方では定数を達しないといけないのではないかと。そんなようなことで、皆さんの意見も若干そういうものをある程度考えていかないと、選挙でやる正しい方式が結果的にやってみたらムードが上がらなかつた、こんなようなこと。さらに、費用の弁償であります。委員の費用弁償であります。事務局の話では、車馬賃に日当つたような四、五千円程度の1回の報酬だと。あとは、その程度しか考えていないんだと。ところが、地域のために議員と対照的に大きな責任を負わされている、こういったような委員の報酬手当というものもかなり責任があるので、私は費用を弁償する方法が必要ではないだろうか、こういったような問題が出ます。ボランティアという言葉がありますが、これは奉仕という意味にもとれるんですが、ボランティアックとい

うラテン語の解明をしていくと、このボランティックというのは責任を持つということです。ですから、委員が一たん選挙において選ばれたならば、それだけの職能や責任を果たすということについては、かなりの費用弁償の予算措置がやっぱり必要ではないだろうか。

そこで、私は今自分の感想を述べたわけではありますが、この原案を進めるために今私が全部でありませんが、予想されたような問題が事務当局からのさらに細分化された方法が示されて、そして皆さんが地域においてそれぞれの分野で時間をかけてこの原案の案に進めるように何とかひとつしていただけないだろうか。私が今述べたようなことをすると、この選挙なんてだめじゃないかなんていうようなことにならないように、私は今上越市の市民の代表としてこの原案をするために予想される問題というものを地域の皆さんに十分ひとつ話し合っただけで納得してもらおう、そういう時間と機会が必要であろうと、そんなような意見です。

○大場崇夫委員長 大変参考になる意見を承ったわけですが、条例つくるためのこれは会議ではございませんので、あくまでも合併協定書の文案をあれしていますので、今田中委員の方からいい意見出たんですが、これは条例つくる市会議員の皆さん方が十分そういうことを考慮されると思いますので、この会はともかく合併協定書記載文案についてのご意見、意思統一といいますが、一番いいのは挙手して多数決で決めればいいんですが、それはなかなかこういう会になじまない、あるいはもっと議論を深めるという意味でかなり時間をとらせていただいているわけですが、

どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川の橋爪です。今田中さんの発言を聞きながら、ちょっと私の考えていることをお話しさせていただきたいと思います。今ほど各町村からいろんな意見が出ましたんですが、これをまとめていく上ですぐ賛成、反対というようなのと、そういうやり方をするのではなくて、私はもっと議論を深める回り道をしてもいいんじゃないかというふうに思います。実は、きのうNHKの夜の7時半から合併問題の特集やりまして、小さな自治を守るという、育てるとということについて合併するところ、それから合併しないところのそれぞれの工夫が紹介されておりました。それを見ながら、この上越地域の地域協議会をどう組織していくのかということについても本当に真剣に考えていかなきゃならないなということをお痛感したんです。そういう中でどうしたらいいかということですけども、できればシンポジウムみたいなものを作って、今出されているいろんな問題を深めることができたらなと。そこには専門家の声もあっていいし、それから住民の皆さんの声を、私たちだけではなくて、住民の皆さんからもいろいろ提案してもらって、意見を出してもらって、そういう場をつくらどうかと思うんです。実は、先回の小委員会から今日に至るまで吉川町では議会の方で49会場懇談会をやらせていただきました。711人集まったんです。そこで私も説明をやったんですが、はっきり言いまして褒められたこともあれば、何で、おまんた、あんなこと決めたんだというふうにしかられたこともございます。やっぱり合併協議を進める上で住民の皆さんの声を聞いてやっていかなきゃならんなんていうことを改めて認識したわけなんですけども、今回のこの協議につきましてもできればそういった回り道をちょっとしてもいいんじゃないかと思っておりますので、ご提案申し上げます。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○田中昭平委員 回り道の議論をすべきだというような、ちょっと若干その話の意味はわかるんですけども、事務局にちょっとお尋ねしたいんですけど、きょうの第5回を通じ、次回は第6回目になるんですが、この原案に対して大体めど、私はきょうあたりは終わりに、大体原案に対する上り坂の頂上の近くぐらいまで何か話し合ってもらえるという事務局がそんなような憶測でもあるんで、そのあたりのお感じはどうでしょうか、この会議の様子見て。

○村山尚祥委員 ちょっとその前で申しわけないです。私は今ほど田中委員さんのおっしゃったこともほとんど全面的に賛成です、先ほど言われたこと。この会始まったときから私何遍も言っているんで、くどくて申しわけないんですが、やはり共通認識を持つというこういった立場からいえば、記載文案だけでそれぞれ町村なり、委員なり、そういう持って帰るには、はっきり言って幅広くて理解が大変だと。そういう意味では、みんなで共通して理解できるものを附属文書として、確認文書として出し

ながらやってほしいという要望出して、この辺はかなり平行線みたいになって、なかなか文書とは何だという言い方もあったし、今委員長はあくまで記載文案の会だと言いました。でも、現実に議事録を読んでもそうですし、今回論点整理を見てもそうですが、やっぱりみんなできちっと共通認識として、そういう意味だとわかったものを出していかないと、今田中委員さんは報酬のこと言いました。私も報酬のこと非常に關心あります、選挙と裏腹になりますから。そういった面を一つ一つ出して、そして今の項目、選挙、選任の方法については今の段階ではこういう意見が出て、こういう形だという、この部分に関しては論点をしながら、次の項目にも移って、そしてこの協議会でみんなして論点整理してこれまである程度合意したというのは、合意したというのは記載文案に合意するんだけど、その合意の背景には事務局の説明、あるいはみんなの意見でこういうことが含まれた内容だから、合意したという背景があるわけです。

その背景を論点整理という形でもいいし、共通認識事項と、確認事項でもいいです。言葉はどうでもいいです。それを全部一覧表に出して、そして一致できない部分は一致できない部分として持ち帰る。ただ、同じ持ち帰るにも、ただ言葉で我々委員が説明するとか、この表だけで説明するのではなくて、ちゃんと説明したり、意見の違いがはっきりわかるものを提示しながら持ってくると。これを繰り返していけば、今田中委員さん2度目に言われましたが、きょうをめどとか、次回をめどということに、たとえきょうめどというのは私そういう意味じゃ無理だと思うんだけど、次回、次々回をめどにするとしたら、私はそれが非常に役に立つと。だから、これずっとやっていって、そして論点整理なり、共通事項をずっと書いて、そして今意見の違っているところも書いて、それを持ち帰って、じゃうちの子の意見はこう言ったけども、ほかの意見がこうだったと、どうなんだろうという協議できると思うんです。そういう意味で私も本当に何遍もお願いするんですが、今回事務局へ出された論点整理という形のような形で、事務局の論点整理でなくて、協議会としてみんなで確認できたこと、共通認識持ったこと、この記載文案に賛成する背景、これを出していただけるものにすれば、私はこの協議会の最終合意のめどというのは立ってくると、このように思うので、済みません、田中さんの発言のちょっと前に言わせてもらったのは、時期的なめども含めてあるんで、発言させてもらいました。ぜひお願いしたいと思っています。

○野澤朗事務局次長 それでは、田中委員のご質問でございます。当初から私どもいついつということにつきましては、全体の会議のスケジュールに従った中でのことしか申し上げることはできませんので、その範囲内でお答えいたします。今のところ合併協議会はきょう、3月6日、それから次回、3月30日及び第10回が予定されてございます。小委員会から合併協議会に報告されたものの採決の方法にもよりますが、これまでの例からいきますと、提案と採決というものをもし仮に2回するとすれば3月30日にはご提案ということにさせていただく内容かなと。そういたしますと、今6日でございますから、開催はもう一回、もしくは30日、また午前にももってやるということになれば開催は可能ではございますが、日程的には今そのように考えております。

○大場崇夫委員長 きょうの一番の議題は、地域協議会の委員の選び方について選挙の方がいいか、あるいは推薦の方がいいかと、いろいろ……。

どうぞ。

○田中昭平委員 今事務局から具体的な進め方のめどというような話ありましたから、私今おきた限りにおいては、まだ1時間も協議のあれがありますから、きょうで大体この原案に対して方向づけをどうするかというようなことで、多少その附帯に関する私も述べたんですが、問題となる事項もあります。そういうことは、原案をするのに地域に共通理解と認識を深めていくという前提に立って、まだそういう案件はするというようなことで、大体きょうのあと1時をもって、このことで30日に合併協議会へ提案すると、そういう形で皆さんたちで協力したらどうでしょうか。私はそんなふうに思いますが。

○大場崇夫委員長 小池さん。

○小池吉則委員 大瀧の小池ですが、先ほどから皆さんのご意見を聞かせていただいていますと、原案

に賛成と反対にはっきり分かれているように思うんですが、その主たる問題は選出方法であって、選挙になじまないというふうに言われる町村の皆さんについては、その主たる原因は選挙をやっても立候補者があるんだらうかと、選挙になるんだらうかというところに一番の原因があるように承るわけです。私は選挙は選挙として、選出方法は選挙として、立候補をするか、しないかについては、例えば各団体からの推薦で選挙に持ち込むということもできるわけです。ですから、選挙に持ち込む方法論として各町村個々の事情はあると思いますので、これは各町村で考えていただくことにして、この委員の選出方法は私は選挙ということの表示をさせていただいて、あと選挙になじまないというところについては、主たる原因は立候補者がいるんだらうかという、そういうところにあるんだらうかというふうに思いますので、各団体でもいいということで推薦をする、そんな形で選挙に結びつけていくと、そんな方法がとれないんだらうかと、こういうふうを考えるわけですが。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 今のちょっとご質問も含まれておりました。私ども事務局の提案しております、合併協議会から示されておりますものは選任の最終的な方法について選挙された者を市長が選任するというございまして、今おっしゃったものは、どのような表現を整理するかは別にいたしまして、これは合併協定書上においては最終的に選挙されたものを市長が選任するというございとして表現しているというので、今の小池委員のお言葉はこのものに含まれているというふうにご理解しております。

○石平春彦委員 今のご意見の関係で、私自身の経験から申し上げますと、議員の選挙の場合もそうございまして、公職選挙法では立候補のほかに、要するに自推の立候補のほかに他推もあるわけございまして。推薦人が出て、それで推薦をするという形にもなっておりますので、それが団体の長と申しますか、団体が推薦をしようと、それも十分制度としては保障されておりますので、当然そういう団体の推薦という形の中に出る場合も、やることもできますし、それからそれが結果として形は本人がやる形、立候補する形になる場合もありますし、いずれにしても先ほど申し上げたように選挙ということ自体は団体の推薦とか、そういうことを阻むと申しますか、そういうことはないわけございまして、幾らでもいろんな形がとれると、こういう公職選挙法上もそういうふうになっております。

○山崎新一委員 中郷の山崎であります、先ほどいろんな議論をお聞きしているわけなんです、私どもの考え方は前段で委員の方から話ありましたんですが、構成員を選ぶ、そのものだけで議論が集中しているんですが、やはりこの協議会そのものは地域にとって非常に大事だということは皆さんも、私らもそう認識しておりますが、地域にとって非常に大事なことである協議会が地域の思うように構成員を選ばれないのかという思いを非常に強く感じております。選挙という言葉は、いわゆる公職選挙法ということになると、定数がある、その定数をオーバーしたことによって、選挙で投票によって選ぶというのが選挙の原則です。したがって、この場合にはどういう地域をつくっていくのかという協議会そのものの役割がいわゆる住民主体的と、あるいは協働の活動のかなめとなるというふうにごうたわわれている中で、これは私どもは今村でも取り組んでいるんですが、女性参画社会に基づいて女性の参画が非常に多くなっております。さらに、女性議会も開催しております。また、若い世代の夢創塾も行ってあります。これから 14 市町村が合併しても、地域間の競争というのはこれ分権を進める中で非常に厳しい状況にあると思います。その中で自分たちの地域をどうこれから構築していくかというのは若い人たち、あるいは女性の皆さんからも大いに参画していただいて、これからやっぴいかなきゃならんという私たち基本的な考え方持っているんですが、そこで、じゃ選挙になったらどうするんだと、こういうことになるんですが、選挙の選び方によれば、あるいはそういう若い人たちが恐らく参画しないだらうという見方をしております。したがって、そういう人たちを広く意見を取り入れながら新しい地域づくりをしていくために、やはり選挙はなじまんのではないかという観念を持っております。選挙そのものを否定しているわけでありませぬ。選挙はやはりこれは公平、公明正大な人を選ぶ原則でありますから、しかしこの協議会が果たして選挙で選ぶだけのものかどうかというのはいまいち理解が乏しいと私は思っています。議会と協議会とは全く別の解釈をしておりますの

で、そういう解釈になるのかどうか分かりませんが、いずれにしてもそういったことをいろいろ考えていった場合には地域のためにある地域協議会、そしてその構成員を選ぶには地域の皆さんが最もふさわしい人を推薦によって選んで、それが市長が選任するという形が望ましいのではないかとというふうに、私どもたび重なって議論していますが、最終的にはそういう議論になっているところでございまして、ご理解をしていただきたいと思います。

- 大場崇夫委員長 委員の選び方についてだけ絞ってここで論議すれば、あした朝までかかったって私は結論出ないと思います、選挙の方がいいか、地域推薦の方がいいかと、これだけに絞った場合。したがって、もう一回この会を持って、委員の選び方についてだけ論議すれば、また平行線だと私は思います。ただ、私は委員長として委員の皆さんに誘導尋問する気は持ってございませんが、きょうはたまたま仕事の内容は違いますが、農業委員の話題が出ました。農業委員は、確かにご存じのとおり公職選挙法によって農家数の数によって何人というのが決まっているわけです。どこの地域も農業委員の役割というのは重要だということでしょうか、上手に農業委員を上越あたりも広く地区割り等もされて出ております。頸城村もそのようでございます。選挙ということになっておりますけれども、現実にはほとんど農業委員は選挙していない状況です。それぞれ地域別とか、反別とか、あるいはその人の実力といいますか、農業委員にふさわしいという人が、農家の方が町内会長とか、自治会長を中心にして選んで、現実には選ばれております。

今議論しているこれも選挙ということで事務局の原案どおり決まっても、これは上越は抜けますので、13の町村で、こういうことを言っちゃまずいんですけども、そういう決めに決まっても私恐らく選挙ではないんじゃないかという想像いたします。ただ、大潟町とか、頸城村という限られた、限られたというのは範囲がしっかりしている議会議員の皆さんの場合は、ともすると仕事の重要さから1人くらい立候補が欠ける場合がありますけれども、今回のこれは14の中で上越市を中心とした大きな市になるわけですが、頸城村なら頸城村で15人例えば決まるとすれば、頸城村から10人だけの枠は絶対ありません。損してしまいますから、絶対頸城村が15人ですよということがもし決まるとすれば、私は頸城村から絶対15人出ると思います。立候補する気持ちのある人がたとえ8人であっても、あとの不足の分は絶対頸城村のたちが寄って、おい、おらは15人あるのに8人なら損するぞと、もっと井部さんのように口の上手な人を出さなきゃならんと、こういうふうに優秀なのが出てくるだろうと思うんです。そういうことを考えると、事務局の原案どおり決めておいても私は差し支えないんじゃないかと。私は委員長ではございません、個人の立場として、私はもしそっちに座っていればそういう発言をしたいと思っておりますが、もう一回持って平行線ですから、この辺でぜひひとつ皆さんの委員のご協力で一つの線にまとめないと次また進められませんし、委員の皆さんが物すごく忙しい方ばかりなんです。これにだけそう時間かかってはおれないと思いますので。

どうぞ。

- 宮腰英武委員 ただいまの委員長さんのご意見に賛成でございます。皆さんそれぞれ正論言っているんです。それで、それぞれやっぱり地域というものを大事にされて、うちの地域ならこの方がいいというようなことをお話になっておられるわけです。それで、私は先ほど来石平委員からもお話ございましたように、共通認識として選挙について運用も対応できるんだと。あるいは、地域によっていろいろ対応があるだろうと。それもここで共通認識として認めていただければということになれば、この文言で、選挙ということで私はいいのではないかと。それぞれの地域の事情あります。それで、若い人も、あるいは女性の方も、あるいはお年寄りの方もそれぞれ素晴らしい知恵を持っておられるんです。だから、そういったのを満遍なくその地域、その地域で、今までもずっと伝統としてそういったものを持っておられると思うんです。だから、そういうものを大事にしながら、その地区の先ほど来お話あったように小さな自治というのは本当に集落、集落から始まっていくんです。個々から始まっているんです。隣から始まっているんです。そういうものもやっぱり話し合いの中でその地区の未来のことを考え、将来のことを考えれば、当然私はこのことにも対応できていくんじゃないかと、こんなふうに考えます。したがって、委員長さんのご意見に賛成いたします。

○大場崇夫委員長 井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 この問題そんなに難しい問題のように私はとらえていないんです。今ご発言いただいて、選挙がなじまないと言われる町村においても選挙を否定されているわけじゃないだろうというふうに思います。都市内分権としての機能をこの協議会が持つということになれば、選挙を否定をされるということになりや、今のそれぞれの皆さん方の町村の議会全部否定しているということです。そうはないだろうというふうに思うんです。ですから、今発言がありましたように選挙に立候補するにもいろいろとその推薦というのがあってと思います。私の場合だったら、それぞれの幾つかの自治会が推薦をしてくれて出ているとか、あるいはいろんな中には青年組織を代表して出ている人もいるし、いろんな組織を代表して出ている方もいるわけですから、そういうところからのご推薦をいただいて、選挙というこの協議会のやり方を通して、そして協議会の構成をすると、こういうことでやっぱりやっていくべきだろうというふうに思うんで、ぜひ今なじまないという方が否定をされているのかどうか、そこら辺を聞いて、もっと話を進めたら、きょうのうちに話が終わるんじゃないですか。委員長、ぜひそういうふうな進め方お願いしたいと思います。

○大場崇夫委員長 今ほどお聞きのとおりでございます。

どうぞ。

○宮本富男委員 選挙自体は、否定しているわけじゃないんです。ただ、危惧して、危険だということは、ある団体から大量に立候補して、その人たちが定員に満たなくて当選した場合にはその団体の考え方の方向にその自治体、その地域がいつてしまうということなんです。先ほど安塚町さんから出ました一定の地域から大勢立候補した場合には、その地域のことをどうしても重点的に考えてしまうのが人間だと思うんです。そうするならば、その地域の人たちの出た地域が発展して、そのほかの地域のところは意外とおそくなってしまふということなんです。私が言っているのは、各地域の団体でもあるし、先ほど中郷さんが言われましたけれども、若い人たち、女性の人たち、そういう人たちが満遍なく地域協議会に入って、いろんな点から協議をしていくということが最高の方法ではないかということです。ここに書いてありますけど、団体から推薦されたものはあくまでも団体の代表でしかなく、この点については全然間違っていると思います。各団体、地域、地域だったとしても、または女性は女性としての全体の意見をその総意によって出すわけですから、これは各団体だけの代表ではないんです。だから、各地域の代表もあるし、保護者会の代表もあるし、女性の代表もあるし、婦人会の代表もあるし、そういう人たちから選ばれた人ですから、ただ単に団体の代表だけではないんです。地域全体の代表なんです。そういうことを考えてくれば、なぜ選挙に一本化、統一化しなけりゃいけないのかということをお私言いたいんです。各自治体に、各地域に任せてもいいんじゃないですか。何で不都合なのかということです。

以上です。

○大場崇夫委員長 どうぞ、小池さん。

○小池吉則委員 今牧村さんの言うことよくわかるんです。先ほど私も発言させていただいたのは、そういうところを牧村さんの言われるように各団体の推薦でもいいんじゃないか。その推薦した皆さんで選挙をやったら、結果的に選挙という選出方法をとればいいんで、その候補をどういうふうに用意するかということは各旧町村の実態によって方法論を考えたら、委員長言われるようにこのままの論議でいったら終止符はつきません。ですから、牧村さんの言われるような事情、それから安塚さん等も言われるような事情、個々にあるだろうというふうに思うんですが、その辺をひとつ各町村に方法論としては任すということで、結果的に選挙で委員を選出したという結果が残ればいいと、そのように私考えるんで、各町村の実態というのはその中で生かされたらどうなんだろう。それで、この小委員会、話を進めることはできないんだろうかと、こういうふうに考えるわけです。

○大場崇夫委員長 引き続き、どうぞ。

○村山尚祥委員 開会して1時間10分ですけども、ちょっとこの辺で休憩入れて、議事進行等、今後のこと等もちょうとはつきり雑談も含めて話したらいいんじゃないですか。私休憩動議出したいと思

うんですが、いかがですか。

○野澤朗事務局次長 ちょっと、じゃ休憩動議の前に最後何人かお話しただきたいと思います。

○石平春彦委員 休憩は賛同いたしますが、先ほどの団体の推薦の話、私もちょっとくどいかもしれませんが、そういうものはすべて選挙という制度の中で特に制限していないんです。だから、そういう形でやるのは当然やってもいいわけですし、また1人の意思でもって自分は何とか地域に役立ちたいんだということで手を挙げてもいいわけですし、だからそれをこうでなければならぬというくくり方をしちゃうと、今度はまた別の意味で支障が出てくると、こういうこと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○石平春彦委員 ですから、それは当然そういうことを考えていただいて結構なんです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○石平春彦委員 私は基本的に言いますと、そういう気持ちをもすべて含んでいるということには同意をいたしますけれど、そういうもんだという形のくくり方をしちゃうと、これはまずいのではないかと考えています。いろんな形、つまり選挙という形の中ではそういう推薦で出てくることもあり、個々にやることもあり、だからそういうことはここでこういうもんだという形で何か限定にしちゃうと、逆にそれぞれの地域の事情のいろんな機微に触れるような部分はまた外れちゃいますので、基本的には選挙というのはそういうものをすべて規定、限定、制限、制約をしていないということの確認といえますか、これは当然の話なんでありますので、そういうことで皆さんから共通認識を持っていただければ、私はそれでいいのではないかと。形としては当然選挙という形をとるわけでありまして、そこに至る、つまり立候補の過程ですとか、そういう部分については全く自由に、しかもこれは公職選挙法そのものではございませんので、準じているわけでありまして、全く自由にそれは立候補の方法とか形はとれるわけでありまして、そういうふうに共通認識をしていただければ、それでいいのではないかと考えています。

○野澤朗事務局次長 小池委員のおっしゃったご意見も同じようだと思うんですが、ただ1点だけもし私どもの役人の立場、最後の最後の文言の書き方をこれから条例でつくっていくとしたら、そういうものはありですよというふうには書けないということをお石平委員はおっしゃっています。ですから、小池さんのおっしゃったようにそれぞれの地域、地域で推薦や立候補に至るまでの経過、これは当然地域事情でしょう。ただ、みんなそれを認めた上で、そういうふうに代表が出ていても選挙だよと言おうねということとは、ちょっとそこは実態論と仕組みは切り分けていただきたいということだけでございまして、そこだけ整理していただければ結構かと思えます。

○大場崇夫委員長 小池委員、どうぞ。

○小池吉則委員 いやいや、私も文言も何もかえることがなくて、ただ選挙はなじまない、あるいは各町村に任せてほしいという牧村さんや安塚さんの意見について、これは方法論としてそのような過程の中で処理をされて、選挙でやられたらどうですかと、こういうことなんです。上越市の石平さんの言うこともわかります。何も私も規制されているもんじゃないという、その前提に立って反対といいますが、この記載文案で問題があるというふうに主張される町村の皆さんは、一遍そんなことで考えてみたらこの小委員会はまとまるんじゃないですかと、こういう提案なんであります。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

村山委員の方から休憩の要望が出ましたので、10分間休憩とりますが、その間に今のこの問題が平行線にならないようにお二人でよく話しして、うまくまとまるように休憩の間にご協力いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

10分間休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後0時26分 再開

○大場崇夫委員長 委員長の進行まずくて、大変手間かけて恐縮に存じているわけですが、今

休憩とっていただいて、お二人で話し合われた町村もあろうかと思うんですが、ここで二つあろうかと思うんです。どこの小委員会もそうですが、各町村でそれぞれ議会、あるいは代表者で十分論議してこういう席に臨んできておられますので、その持ち出てきたことを急にまた変更というわけに。それぞれ背中へ決めたものをしょって出てきているわけですから、どこの小委員会も手間取っているのが現実でございます。そこで、次開いても平行線にならない一つの方法としては、相談するときに、こういう意見もかなり出ていると。今度出ていったときに、自分たち町村もこういう半数以上出ている意見にかなりなびいてもよろしいでしょうかと、そういう条件で出てきていただかないと、何回小委員会やっても平行線で、時間ばかりたつことだと思うんです。

そこで、私委員長として皆さんに提案ですが、今選挙にした場合問題あるというご意見や、原案どおりでいいというご意見、かなりの数それぞれあるんですが、今度この小委員会にはこっちにいてもいいか、こっちの方へいてもいいかということ各町村の議会等で十分話し合われて次開けば、私はぱっとまとまると思います。その条件つけないでもう一回この会やりましようと言っても、また平行線になってしまうと思うんです。そういうふうにして、もう一回今の委員の選び方について持ち帰って、いや、選挙だと問題あるという意見もあるし、いや、原案どおりしておいたって、実際農業委員見れば選挙していないじゃないかと。じゃ、おら町村もそっちの方が多数だったら、そっちもなびいていいかと、そういう相談してこれれば、次は私は平行線にならないと思います。それが第1点。それと、せっかくここまで議論してきたんだから、きょうここで委員の選び方についてお互いに決めましよう、その私は二つだろうと思うんですが、今私が提案した二つのことについて委員の皆さんのご意見伺いたいと思います。簡単に言いますと、きょうここで委員の選び方についてお互いに決めて、また自分の町村へ行ってその事情説明して、きょう決めたことでいいか、いや、もう一回きょうの出た意見を十分参考にして自分たちの町村へ持ち帰って、次は全員一致でひとつ決めよう、この二つについての委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

先に、橋爪さん、どうぞ。

○橋爪法一委員 今ほど委員長さんが言われた最初の提案でお願いしたいと思います。私ども今2人でも話し合ったんですが、また町に戻って、今の委員長さんのお気持ちを伝えて、次回はその点、今の点については決めるということで全権を預かってきますので、そのようにお願いしたいと思います。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○山崎新一委員 平行線になっておりますが、私は問題を解決するには、先ほど吉川さんの方からも話ありましたが、前段の委員長さんの方法が一番適しているんじゃないか。この委員会には、各市町村ごとに代表で出てきているわけなんで、一切個人的な意見はないわけでありまして、だから、各町村においての意見をまとめて、ここへ来て委員会に発言させていただいておるわけでありまして、今までこういった委員会の中の論点整理は非常に事務局の皆さんが労を見まして、わかりやすく解説していただいております。それを比較しながら各町村で、私どもは村へ帰ってそれを見ながら、また委員会なりに報告して審議をしまりました。ここまで来ると、平行線になった選挙の選出方法だけに限ってはやはり各町村全く意に相反している面がありますので、ここは当委員会が出た意見を整理していただいて、それで間に合えばいいんですが、事務局大変だと思うんですが、それを持ち帰って、そしてどっちかの方向で次回は結論出すんだよというふうにして協議を進めて小委員会に臨んだ方がいいんじゃないかと、こういう思いをしておりますが、もしできたらそういう方向で進めていただければと思います。

○大場崇夫委員長 今お二人意見ありました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○宮本富男委員 牧村としても、きょうの雰囲気を見ますと、どうも選挙の方が強いんじゃないかというようにことを住民会議に話をし、皆さんがそれで納得してくだされば、次回には結論をつけていきたい。原案賛成といくんでしようけど、そういうふうな方向をつけていきたいと思っております。

以上です。

○大場崇夫委員長 今ご3人の意見は一応持ち帰って、また次回それぞれの町村へ帰っても、もめるというか、あんた代表で何これ決めてきたなんていうことを言われぬように、ひとつそういう条件で次回へ回すということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、大変手間とって恐縮であります、そのように取扱いさせて、委員長としては思います。ぜひ、きょうの雰囲気それぞれの町村へ持ち帰られまして、今度行っても、違う意見出ても頑張らないんだと、そういうことを了承といいますか、各町村でそういう点も話し合われて、次回はすんなりと決まるようにひとつご協力をお願いいたします。決まらなけりゃ今度ずっと夜通してやらなきゃならぬと思いますので、そうならないようお願いしたいと思います。

事務局、よろしいでしょうか。

○野澤朗事務局次長 今ちょっとご質問いただきましたように、じゃきょう出た意見ちょっと議事録というところまで待たせないので、きょう早速整理して、ちょっと月曜日というのは勘弁していただいて、火曜日ぐらいにそれぞれにお届けできるように大至急仕事させていただきます。次回については、最終的にまたちょっとご相談させていただきます。

○大場崇夫委員長 それでは、大変重要な問題です、三、四人いい発言いただきましたので、次回にきょうの(5)番については持ち越しをさせていただきます。

まだちょっと時間ありますので、引き続き(6)番の方へ入らせていただきます。

事務局、お願いいたします。

○野澤朗事務局次長 (6)番は、委員の定数でございます。ここで出ました主な意見は、議会の定数を目安にという表現についてさまざまといましょうか、ご意見いただきました。このことにつきましては、村山委員もずっとおっしゃっているとおり共通認識という意味合いで、それぞれの人口案分等々に応じて、今定められております議会の定数をそれに準じる形でいこうということで加えてあるものでございますので、これは削除する必要はないのではないかというふうに整理させていただきました。

○大場崇夫委員長 今(6)番についてご意見を承りたいと思います。

〔「原案賛成」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 原案賛成という声ありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 当然人口等を見られて公平なように落ちつくと思うんですが、文言としてはこのようでよいという意見ありますので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

じゃ、引き続き(7)番、事務局、お願いいたします。

○野澤朗事務局次長 まず、ここ分けてお話しします。7番については、協議会の会議は、必要に応じて開催する。これにつきましては特にご意見ございませんでしたが、これまでの議論の中で自主開催についていろいろご質問がございまして、私どもとのやりとりや、それぞれの委員の皆さんのお話によりまして、委員長におきましてはみずからのご判断、またあるいはそれぞれのご事情により、それぞれの協議会につきましては自主開催は可能であるというふうに、それぞれの今までの議論の中では積み重ねられてまいっております。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 今ほどの事務局の説明でご意見、ご質問お願いいたします。

村山委員。

○村山尚祥委員 自主開催についてはたびたびお願いして、当然いいというお返事もらっているんですが、またこの協議会の性格論に入って申しわけないんですけども、私はこの協議会は少なくとも合併後の何年間については、その後もそうですけども、とりわけ事務事業や、その他の協定における見直し作業、あるいは地域事業、建設計画、その他も含めて大変重要な役割を担うということも含めたり

すれば、私は定期開催という言葉が載ってもいいんじゃないかと。条例つくるときに、ぜひ入れてほしいという思いがするんです。

その一つは、率直に言わせてもらえば、今各市町村にある審議会的なもの、その審議会の中にもいろんな審議会があって、本当に緊急的に重要な案件があって開かれる審議会、あるいは通年的に、長期的に課題に対する審議会があって、そうした通年的な審議会というのははっきり言えば年度末になって慌てて予算書を開くという実態が見えなくないと思うんです。ところが、実際開けば開いたなりに行政側、事務局もこれまでの報告をするし、開けば委員も意見を言うんです。それだけ本来は重要なはずなんだけど、そういう意味では私は何遍も言いますが、今の議会をイメージするわけではないけど、定期開催、その回数は私はあえて個人的に言わないけど、定期開催というのがあって、それプラス自主開催という形にした方が各地区の協議会の共通性も出てくるし、というふうに思いますので、定期開催ということについての協議をぜひお願いしたい。

それと、もう一点は先ほど田中委員さんが言われましたけども、上二つの委員の選任と関連するんですが、私前から何遍も言ったようにその報酬、会議ごとの報酬というふうに、これまでの説明では日額報酬という説明がありましたけども、それを共通認識、共通項目としてこの背景にきちっとみんな確認していくのかどうか。あるいは、先ほど農業委員という表現もありましたが、少なくとも選挙で責任持って、これから大事な3年、4年、5年も先もそうですが、地域の施策を担うのに一定程度の月額報酬、農業委員程度になるのか、それ以下になるのかは別として、そういう考えのもとに会議が開催されるのか。月額報酬出れば、多分上越市さんもそうで、うちもそうですが、今度日当ということじゃ全く5,000円という金額にはならないはずですし、その辺も共通認識としての課題にしていきたいと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○野澤朗事務局次長 今のご質問、二つに分けてお答えいたします。

必要に応じて開催するのところの定期開催でございます。いずれにいたしましても、これは現行法上の整理と、また地域協議会という整理は、これは先ほどのところで実際の地域自治組織については2番の方で整理するという話ですから、これはどうしても現行法の市長の附属機能的なものになります。その場合に、通常は開催につきましては諮問があった場合ということになるわけでございますが、その書き方を条例で定期開催ということは十分の関係性は整理しなければいけませんけども、書けないことはないのかなというふうには思います。

それから、もう一つは今の報酬ですが、これは村山委員から何度もご質問も出て、この場でお互いの確認としては、いずれにしてもこれ将来的には改正自治法によって設置するとすれば無報酬ということから、通常今の附属機関の委員の報酬というところに整理させてきたものと思っております。すなわち、無報酬という同様の扱いにできないかということにつきましてご質問が出た際には、今の法律の中ではお支払いせざるを得ないと。ただし、この性格上1日幾らという附属機関の委員報酬という整理であろうと。その場合、上越市の各種委員会の例によれば1日5,000円となるということはこれまでの中で積み重ねられてきたものと私どもは思っております。

○大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか、今のこの7番、必要に応じて開催するという、このことでございますが。

石平委員、どうぞ。

○石平春彦委員 私は、この必要に応じて開催するというところでよろしいのではないかという考え方があります。いわゆる附属機関の場合には、先ほどもちょっとありましたように諮問に応じて答申というか、協議会を開催すると、こういうことでありまして、この必要に応じて開催するというのがいわば自主的にやるという協議会の性格によるものだと思っております。したがって、私は定期的にやるということも含め、そういう考え方があれば、それはそれでやるのにやぶさかでないわけですし、要はそれをひっくるめて必要に応じて協議会の自主性としてやるわけでありまして、そういういわば解釈といいますか、考え方のもとで、より幅を持たせてやるという意味でむしろよろしいのではないかというふうに思っておりますので、それを運用の中で、じゃ定期的にやることも考えましょと

というのは、これは当然出てくる話でもありますし、いや、それやっても構わないわけですが、今こういう形の中ではむしろそれを包含した形で、必要に応じてやるという形が私は一番よろしいのではないかと、このように思っております。

○大場崇夫委員長 井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 私も定期であれ、自主的であれ、それを含めてこの記載案文の方が必要に応じて開催をするというんですから、この記載案文の方がいいというふうに思います。

○大場崇夫委員長 ほかに。

村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 先ほどの選挙のことと同じで、包含されて含まれているのは十分承知です。逆に言えば、何やってもいいんだと、何遍やっても。それは承知の上での発言です。決して、だからこの記載文案が悪いという意味じゃなくて、ただこの地域協議会の今後の性格的なものを考えたときに、はっきり言えば各地域自治が全く独立、自治的な意味で自主的ということについては理想として非常にいいとしても、上越市全体として考えたときの上越市の行政、政治の動きという中で、一定時期に同じように地域が同じように地域のことを審議しているということは、共通性を持ったり、いろんな意味での共通といいますか、意識の共通性を持ったり、市としてもいろんな政策の提起ができたりとかいう利点があるという意味では、文言に入れる、入れないは、条例の記載のときに入るかどうかは別として、私は市のこういう、さっき何名かと、これだけ広い地域の違う市の自治協議会というのはやるとすれば、そういう意味では一定の時期に一定の期間地域を考えるものがあって、そのことが近隣なり、その他を含めた地域とのいろんな面の審議の共通性的なものとか、類似性とか、それを持つこともできるという意味で言っているわけですし、全くこれも条例にゆだねるとなれば仕方ないんですが、基本的、性格的にはまたそういうものが本来あって、約束されてもいいかなと思うんですが、全員の皆さんがそれは含まれているから、いいとなればやぶさかでないけども、そういう考え方というのを何とか住民に説明するときにできないかという思いがしているんで、話題にもならないとなればならないではないんですが、検討に値していただけないかと、こう思っているわけです。

○大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○宮本富男委員 今の開催の回数、私も定期的なものは入れた方がいいなという考え方をしたんです。ということは、開かなくていいわけです。じゃ、何のためにあるのかということ。だけど、最低でもこれだけ定期的でもいいですし、回数を入れた方がいいのかわかんないですけども、開いてもらわないと、何のために地域協議会を設立したのかわかんなくなるから、ある程度の回数は入れたらいいんじゃないかというふうに思います。

それから、開催はそれですけども、委員の任期、これは以前4年というふうに一応考えておくというふうに言われたと思うんですが、それはどこかで条例か何かでもってうたうことができるのでしょうか。

以上です。

○大場崇夫委員長 事務局の方。

○野澤朗事務局次長 任期につきましてはまた次、今7番の後に、番号ないところで、済みませんでした、またお話しさせていただきます。

それで、今の定期開催かどうかということでございますけども、当然市長が諮問するときが一斉の定期開催ということもあります。村山委員のおっしゃっている町村へ帰ってご説明になりたいということであったわけですが、当然これ予算措置を含む施策の策定及び実施に関すること等々書かれていることから、当然開催性においては一定の定期性はあるんだろうというふうに思います。ただ、今ここで年3回、年2回、どの時期にということまで今合併協定の中で合意すべきかどうかというところが一つの問題でありまして、宮本委員がおっしゃった全く開けない状態というのは、これは逆にこの案文からは全く想定もできませんので、当然委員が開きたいとき、また市長が必要と思ったときに

は開催されるものというふうに思っております。

○大場崇夫委員長 今ほど協議会の会議は必要に応じて開催ということで、村山委員、もう一人の方から、皆さんの町村でそれぞれの委員があると思うんですが、例えば民生委員あたりは定例会というのございます。これは月に1回必ず定例会というのあって、いろいろな問題を話し合っていると。もちろん原案はこのようにいいんですが、上越市という立場で考えた場合、そういうことあり得ないと思いますが、頸城村の協議会が年5回あったと、安塚の方が非常に熱心で30回もやっただと、こういうふうにはバランスが、開催の回数が同じ市でありながら極端に違うということでもまずいいんじゃないかと、そんな懸念も受けます。村山委員の言われるのは、ある程度定例会的なものを盛り込んだ方がいいんじゃないかということだろうと思うんですが、協議会が必要に応じてやる場合もあるでしょうし、後ほど決定していく支所長の方からこういうのが例えば頸城地区では問題あるから、ぜひ協議会によって相談してくれと、それについてまた市長さんの方へお伝えすると、そういうことだあってあり得ると思うんです。そんなことを勧告してご意見承りたいと思います。

丸山さん、どうぞ。

○丸山辰五郎委員 協定文書に盛る案はこのままでいいと思います。今、回数か何かでちょっとお金の問題ありましたけども、6番ともちょっと関連してくるかと思いますが、例えば安塚町ですと、議員12名ですから、その予算どうなるのかわかりませんが、少なくとも、じゃ予算見積もりする関係上5回開いてもらう、例えばその決めた分の予算を配分して、その中で何回会議してもいいんじゃないかと、こう思いますので、すべて予算が伴ってきますので、余りこの回数とか、お金のことは言わなくてもいいんじゃないでしょうか。例えば今言ったように各委員会の金が大体5,000円と決まっているというんですから、その予算内で、例えばでかいまちですと25人委員ができた。その目安として5回分の予算を盛りましょうというふうになれば、10回やってもらったって、5回やってもらったって、それはいいんじゃないかと思しますので、そのことに余りこだわらなくてもいいと思います。記載文案はこのとおりでよいと考えます。

○大場崇夫委員長 今予算ということもちょっと触れられましたので、これに対しての事務局に質問等ありましたら。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 今ほど議論を広めないで、今はこの記載文案の回数ということでぜひ絞ってという耳打ちもありましたので、そのようにさせていただきたいと思いますが、回数についてほかにお考えいかがでしょう。

〔「原案賛成」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 今原案に賛成という声でございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、一部意見もありましたが、原案賛成という声がありましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局、進行の方、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 続いて、今ご質問先にいただいてしまいました任期でございます。任期につきまして記載がございませんことに対しまして、明確にしていかがかというようなことでございました。これまでの議論の中では、選挙を行うということになるとすれば議会の議員の任期と合わせて4年ということで、もう一方ではもしそうでないとなれば上越市の各種委員会の通常の任期である2年という共通認識でいかがかということで整理が進んでまいりました。

○大場崇夫委員長 任期について今ほどの事務局の説明いかがでしょうか、異議等ございましたら。上越市の各種委員会は2年と。議会は、ご存じのように4年でございますが。

石平委員、どうぞ。

○石平春彦委員 この考え方でよろしいと思っております。それで、まだ結論最終的に出ていませんけれど、選挙ということになりましても公職選挙法そのままでないわけで、準用するというものであり

ますので、4年でもいいし、2年でもいい。もう一つ、附属機関ということになりますと、これは一律で2年という形になっているわけでありますが、通常再任は妨げないと、こういうことになっておりまして、通常で言いましても大体再選される。3選まではいかないかもしれませんが、再選されることが多いわけでありますので、そんなことから考えますと、ある意味どういう手法の中でどっちに転んでも大勢に影響はないというふうに思いますので、今のような事務局の整理の中でよろしいんではないかというふうに思いますが、これただ別に任期ということでの記載文案ないんです。だから、そういう形の共通認識の中で、このままの状況でよろしいんではないかというふうに思います。

○大場崇夫委員長 任期については記載文案にはないが、通常どこの市町村もそうですが、審議会あたりは2年だし、議員はご存じのように4年だと。再任は妨げないというのがほとんどの市町村もそうだと思いますので、問題ないんでないかと、こういうご意見でございます。

じゃ、7番よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、もう少し時間ありますので、きょう修正案が出されました大きい2番、地域自治組織についての確認をさせていただきます。

○野澤朗事務局次長 地域自治組織(仮称)につきましては、既に何度もご案内のとおり法案が上程されることにかんがみ、またその法案の内容が漏れ伝わってくるという状況にかんがみまして、先ほど冒頭お話ししたとおり修正案を出させていただきました。なお、修正案の協議会へのまた報告方法等については事務局で検討させていただきたいと思っております。再度具体的に申し上げれば、合併後も含めという記載であったものを廃置分合の申請の議決後にという表現でいかがかと。これは、明らかに今の法律が我々の合併期日より前に確定をするということは、合併日において地域自治組織、これは当然今後は区という言い方に改められる可能性ございますけども、そのものが合併の日に置くことが可能になるわけでございますので、そのことについて可能な時期から検討を始めることを明記した方がよろしいのではないかという修正でございます。

○大場崇夫委員長 きょう提案されました修正案についてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 法改正を見据えた現実的な表現でありまして、私は賛成であります。

○大場崇夫委員長 今ほど先回よりもより具体化したということで賛成ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 大変ありがとうございました。

ちょっと1時前で、委員の皆さん昼食がおくれているわけでございますが……。

どうぞ。

○宮腰英武委員 先ほどの件でございますけど、委員の任期の点でございますけど、これは次回選挙で選出するというで確定すれば4年、それでよろしいんでしょうか。その辺ここに共通認識とすることでよいと考えられると書いてありますが、どっち考えたらいい、その辺ですが。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 私ども事務局といたしましては、選挙であれば4年と考えています。その4年の考え方は、選挙という手法から4年という考え方と、先ほど石平委員もおっしゃいましたとおり通常の附属機関2年が再任されても4年という考え方もあるということも含めまして、選挙という手法の非常に重さを考えれば4年というのが適切だというご認識はいただいているというふうに判断しております。

○大場崇夫委員長 よろしいでしょうか。

○宮腰英武委員 はい。

○大場崇夫委員長 それでは、大変貴重なご意見ありがとうございました。

○

2 その他

○大場崇夫委員長 先ほど申しましたように、次回はきょうの委員の選び方についてまた各町村で十分話し合いをされまして、そのときに今までの話し合いと違いまして、全体の様子を見て自分たち相談したのと違うようになるかもしれんと、そういうような条件でひとつ次回出てきていただいて、次回は平行線にならないように切にお願いをいたしまして、きょうの会終わらせていただきます。ありがとうございました。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございました。

それでは、次回につきましては早急に日程調整させていただきます。当然ながら皆様方、町村でのご相談の時間、時期も必要でしょうし、その辺は調整させていただきたいということで、今はお預かりさせていただきたいと思います。

午後0時57分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 頸城村自治会長協議会会長

吉川町議会議員

中郷村議会議長